

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	平和不動産株式会社
【英訳名】	HEIWA REAL ESTATE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 土本 清幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役 企画総務部長 青山 誉久
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町1番10号
【電話番号】	03(3666)0182
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役 企画総務部長 青山 誉久
【縦覧に供する場所】	平和不動産株式会社大阪支店 (大阪市中央区北浜1丁目5番5号) 平和不動産株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄3丁目8番21号) 平和不動産株式会社福岡支店 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 平和不動産株式会社札幌支店 (札幌市中央区大通西4丁目1番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第102回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金54円 総額1,976,938,758円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

指名委員会等設置会社への移行に伴い、各委員会及び執行役に係る規定の追加、監査役及び監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行う。

株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、規定の追加及び削除等、所要の変更を行う。

その他、上記の各変更に伴う条数の変更等を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、土本清幸、山田和雄、青山誉久、小林大輔、増井喜一郎、森口隆宏、宇都宮純子、山田英司及び山口光信の9氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	332,092	252	1	(注)1	(注)2 可決(99.9%)
第2号議案	329,011	3,334	0	(注)1	(注)2 可決(99.0%)
第3号議案				(注)1	(注)2
土本清幸	311,212	21,132	0		可決(93.6%)
山田和雄	331,656	689	0		可決(99.8%)
青山誉久	331,656	689	0		可決(99.8%)
小林大輔	326,076	6,269	0		可決(98.1%)
増井喜一郎	320,216	12,129	0		可決(96.4%)
森口隆宏	293,472	38,872	0		可決(88.3%)
宇都宮純子	320,245	829	11,271		可決(96.4%)
山田英司	331,861	484	0		可決(99.9%)
山口光信	331,943	402	0		可決(99.9%)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主の分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上